

改正

昭和四一年一〇月一七日条例第四五号
平成 四年 三月二六日条例第一一号
平成一一年一二月二二日条例第五五号
平成一九年 三月一六日条例第九号
平成二〇年一二月二六日条例第五一号
平成二二年一二月二四日条例第五九号
平成二四年一二月二八日条例第一〇二号
令和 六年一二月二〇日条例第六九号

群馬県小水道条例をここに公布する。

群馬県小水道条例

(目的)

第一条 この条例は、小水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにし、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「小水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道並びに専用水道以外のものをいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この条例において「小水道事業」とは、一般の需要に応じて、小水道により水を供給する事業及び当該事業を行なう者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が三十人未満である小水道によるものを除く。

3 この条例において「小水道事業者」とは、次条第一項の規定による許可を受けて小水道事業を経営する者及び給水人口三十人以上五十人未満の小水道事業を経営する者をいう。

4 この条例において「給水区域」及び「給水人口」とは、事業計画において定める給水区域及び給水人口をいう。

5 この条例において「専用小水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であつて、三十人以上の者にその居住に必要な水

を供給するものをいう。ただし、水道法の適用を受ける水道又は小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。

6 この条例において「専用自家水道」とは、学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であつて、三十人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいう。ただし、水道法の適用を受ける水道又は小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。

7 この条例において「小水道施設」とは、小水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用小水道及び専用自家水道にあつては、給水施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。）であつて、当該小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者の管理に属するものをいう。

（事業の許可）

第三条 小水道事業（給水人口三十人以上五十人未満のものを除く。）を經營しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（届出）

第三条の二 給水人口三十人以上五十人未満の小水道事業を開始した者は、規則の定めるところにより、当該開始の日から起算して十五日以内に知事に届け出なければならない。

2 専用小水道又は専用自家水道を設置した者は、規則の定めるところにより、設置の日から起算して十五日以内に知事に届け出なければならない。

（許可の申請）

第四条 小水道事業の經營の許可の申請をしようとする者は、申請書に規則で定める事業計画書、工事設計書その他の書類（図面を含む。）を添えて、知事に提出しなければならない。

（許可の基準）

第五条 小水道事業の經營の許可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えられない。

- 一 当該小水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
- 二 当該小水道事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 三 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないこと。
- 四 その他当該小水道事業の開始が公益上必要であること。

（町村との協議）

第五条の二 知事は、市町村以外の者に対して、小水道事業の經營の許可をしようとするときは、

あらかじめ、当該小水道事業の給水区域をその区域に含む町村の長に協議しなければならない。

(附款)

第六条 知事は、市町村以外の者に対して、小水道事業の経営の許可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができる。

2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該小水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該小水道事業者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(事業の変更)

第七条 第三条の許可を受けた小水道事業者は、給水区域、給水人口、水源及び浄水方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 第四条から前条までの規定は、前項の許可について準用する。

(給水開始前の届出)

第八条 第三条の許可を受けた小水道事業者は、当該施設を利用して給水しようとするときは、規則の定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(休止及び廃止)

第九条 第三条の許可を受けた小水道事業者は、給水を開始した後においては、知事の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 給水人口三十人以上五十人未満の小水道事業者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、すみやかに知事に届け出なければならない。

3 専用小水道又は専用自家水道の設置者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、すみやかに知事に届け出なければならない。

(給水義務)

第十条 小水道事業者は、給水区域内の需要者から給水契約の申込を受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 小水道事業者は、当該小水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につき給水を停止することができる。

(水質検査)

第十一条 小水道事業者及び専用小水道又は専用自家水道の設置者（以下「小水道事業者等」という。）は、知事が規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

(消毒管理)

第十二条 小水道事業者等は、小水道の管理について、消毒に必要な措置を講じなければならない。

- 2 小水道事業者等は、水源地又は給水区域に消化器系感染症が流行し、又は流行のおそれがあるときは、知事が規則で定める方法で滅菌の上給水しなければならない。

(水源地等の保護)

第十三条 小水道事業者等は、水源地、浄水場、配水池及びポンプせいにみだりに人畜が立ち入らないよう設備し、かつ、その構内は常に清潔を保持しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十四条 知事は、小水道の布設若しくは管理又は事業の適正を確保するため必要があると認めるときは、小水道事業者等から必要な報告を徴し、又は当該職員をして小水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ必要な検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を明らかにする証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときはこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善の指示及び給水停止命令)

第十五条 知事は、小水道が衛生上又は保安上必要があると認めるときは、当該小水道事業者等に対し、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

- 2 知事は、小水道事業者等が前項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間給水停止を命ずることができる。
- 3 知事は、第三条の事業許可を与えた後申請者が正当な理由がなくて六月以内に工事に着手せず、又は完成予定期日後三月以内に工事を完了しなかつたときは、その許可を取消すことができる。

(適用除外)

第十六条 この条例の規定は、市の区域のみにおいて給水を行う小水道については、適用しない。

(罰則)

第十七条 小水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、二年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 みだりに小水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、一年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

第十八条 第三条の規定による許可を受けないで小水道事業（給水人口三十人以上五十人未満のも
のを除く。）を経営した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第三条の二の規定による届出をしなかつた者
- 二 第七条第一項の規定に違反した者
- 三 第九条の規定に違反した者
- 四 第十条第一項の規定に違反した者
- 五 第十条第二項の規定に違反して水を供給しなかつた者
- 六 第十五条第二項の規定による給水停止命令に違反した者

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十一条の規定に違反した者
- 二 第十二条の規定に違反した者
- 三 第十三条の規定に違反した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は
人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し
ても、各本条の刑を科する。

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十三年十一月一日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - 一 水道取締条例（昭和二十四年群馬県条例第六十四号）
 - 二 簡易水道取締条例（昭和二十五年群馬県条例第五十二号）
- 3 この条例の施行前に簡易水道取締条例（昭和二十五年群馬県条例第五十二号。以下「旧条例」
という。）第二条の規定によつてなされた水道の布設の許可は、この条例第三条の規定によつて
なされた小水道事業経営の許可とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に小水道事業を営んでいる者（旧条例第二条の規定による許可を受け
て営んでいる者を除く。）は、現に給水を行つている区域を給水区域とするこの条例第三条の
規定による小水道事業経営の許可を受けたものとみなす。

附 則（昭和四十一年十月十七日条例第四十五号）

- 1 この条例は、昭和四十一年十二月一日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の群馬県小水道条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第二項の規定に該当する小水道事業で、給水人口が三十人以上五十人未満のものを経営している者は、この条例施行の日から起算して三十日以内に知事に届け出なければならない。
- 3 この条例の施行の際現に専用小水道又は専用自家水道を設置している者は、この条例施行の日から起算して三十日以内に知事に届け出なければならない。
- 4 前二項の規定による届出をしなかつた者については、改正後の条例第十七条第七号に掲げる者についての罰則を準用する。

附 則（平成四年三月二十六日条例第十一号）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年十二月二十二日条例第五十五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（群馬県小水道条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 施行日前に第六条の規定による改正前の群馬県小水道条例第十五条第一項の規定によってなされた命令は、第六条の規定による改正後の群馬県小水道条例第十五条第一項の規定によってなされた指示とみなす。

附 則（平成十九年三月十六日条例第九号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十年十二月二十六日条例第五十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年十二月二十四日条例第五十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年十二月二十八日条例第百二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和六年十二月二十日条例第六十九号）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。